

18歳以上の皆さん

塩尻市選挙管理委員会

投票に行きましょう！



有権者

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人が選挙権を有します。

3、6、9、12月の「定時登録」か、「選挙時登録」で選挙人名簿に登録されます。

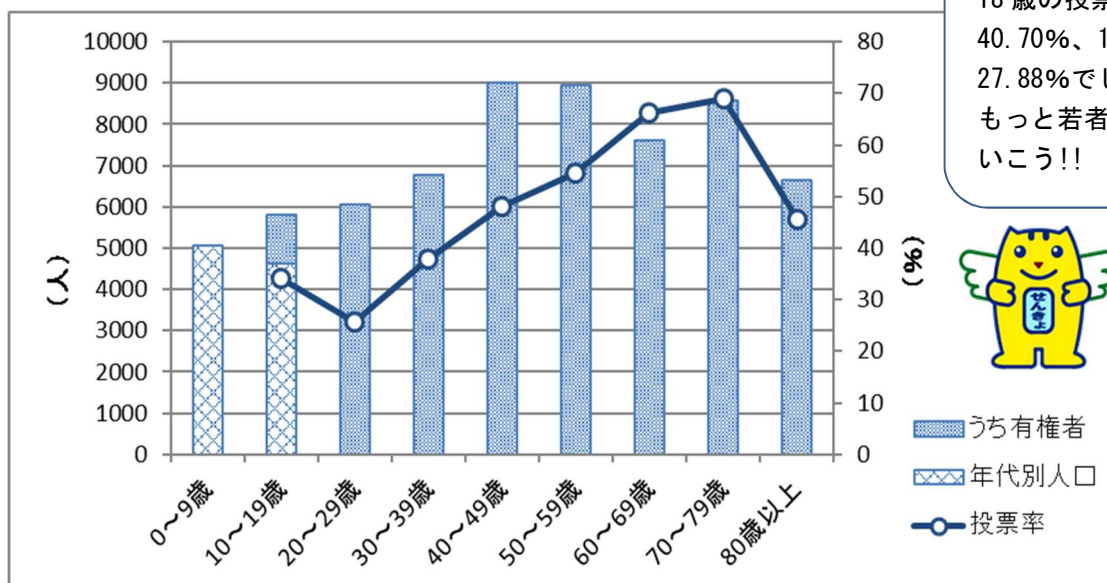
若い人が選挙に行かないと？

少子高齢化で若者の人口が少ないうえ、若者の投票率も低い状況です。若者の票数が少なくなると、若者の声が届かず政治に十分反映されなくなります。

自分たちが社会人となる将来の社会・生活のために
真剣に考えて投票しましょう！

塩尻市の選挙の概要

年代別有権者数と投票率（R4.9.25市長選）



18歳の投票率は40.70%、19歳の投票率は27.88%でした。
もっと若者の声をあげていこう!!



選挙の予定（任期満了日の早い順）

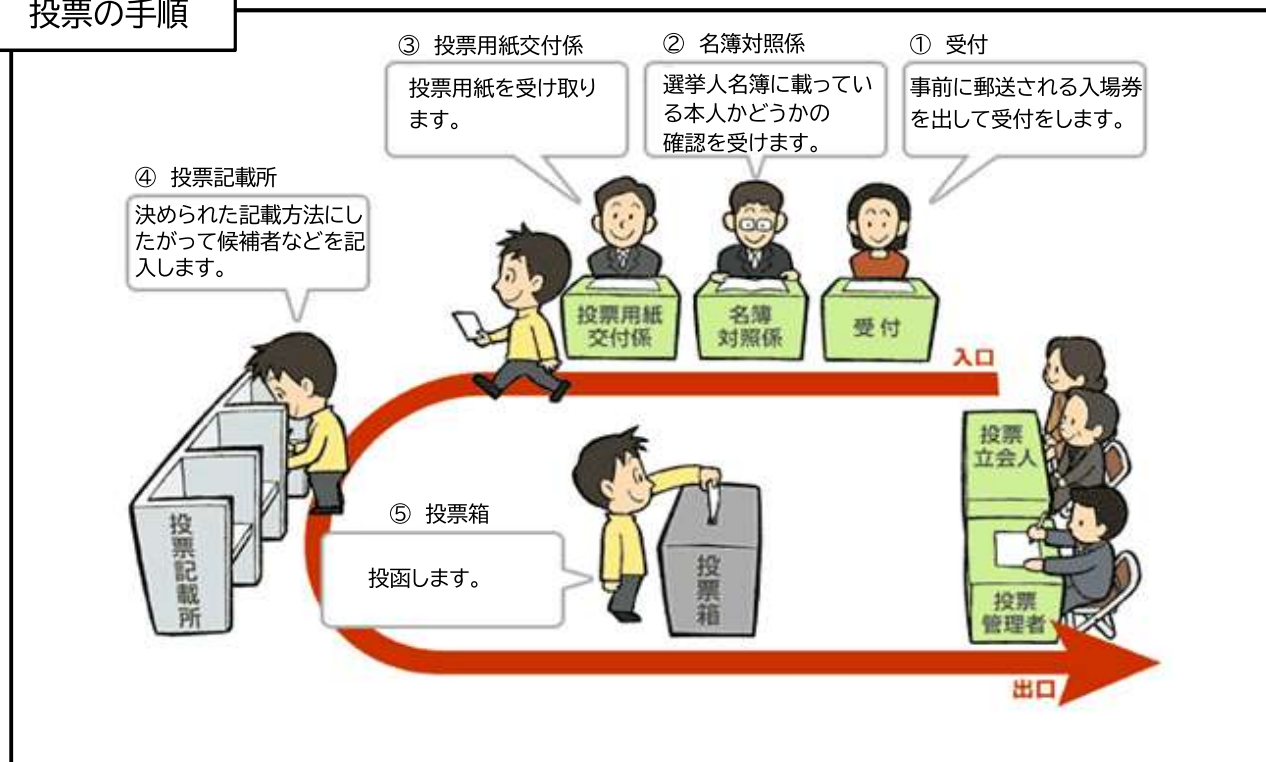
※選挙の時期は変更になる場合があります。

選挙名	任期満了日
参議院議員通常選挙（選挙区、比例代表）	令和7年 7月28日
衆議院議員総選挙（小選挙区、比例代表） ※最高裁判所裁判官国民審査も同時に執行	令和7年10月30日
長野県知事選挙	令和8年 8月31日
塩尻市長選挙	令和8年 9月30日
長野県議会議員一般選挙	令和9年 4月29日
塩尻市議会議員一般選挙	令和9年 4月29日

投票に行こう！

投票日当日は、自分の地域の投票所で投票をします。
時間は朝 7 時から夜 8 時（一部地域を除く）までです。

投票の手順



当日用事があり投票に行けない人は、『期日前投票』ができます。当日・期日前とも、投票所の場所や時間は、選挙のときに郵送されてくる投票所入場券や広報しおじりに折り込みの「広報せんきょ」、塩尻市のホームページを見て確認してね！

（長野県選挙啓発
マスコットキャラクター）
ほたりちゃん



投票用紙の書き方

候補者の個人名を記入する投票用紙と、政党名等を記入する投票用紙があります。

個人名を記入する投票用紙には、候補者の名前を 正しく 丁寧に書いてください。

名前がわからなくなったら、投票用紙に記入する記載所（記載台）の「氏名掲示」（候補者の名前を書いた紙）をしっかりと確認をして記入してください。

政党名等も同様です。

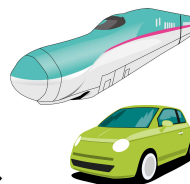
明推
太郎

〇〇選挙

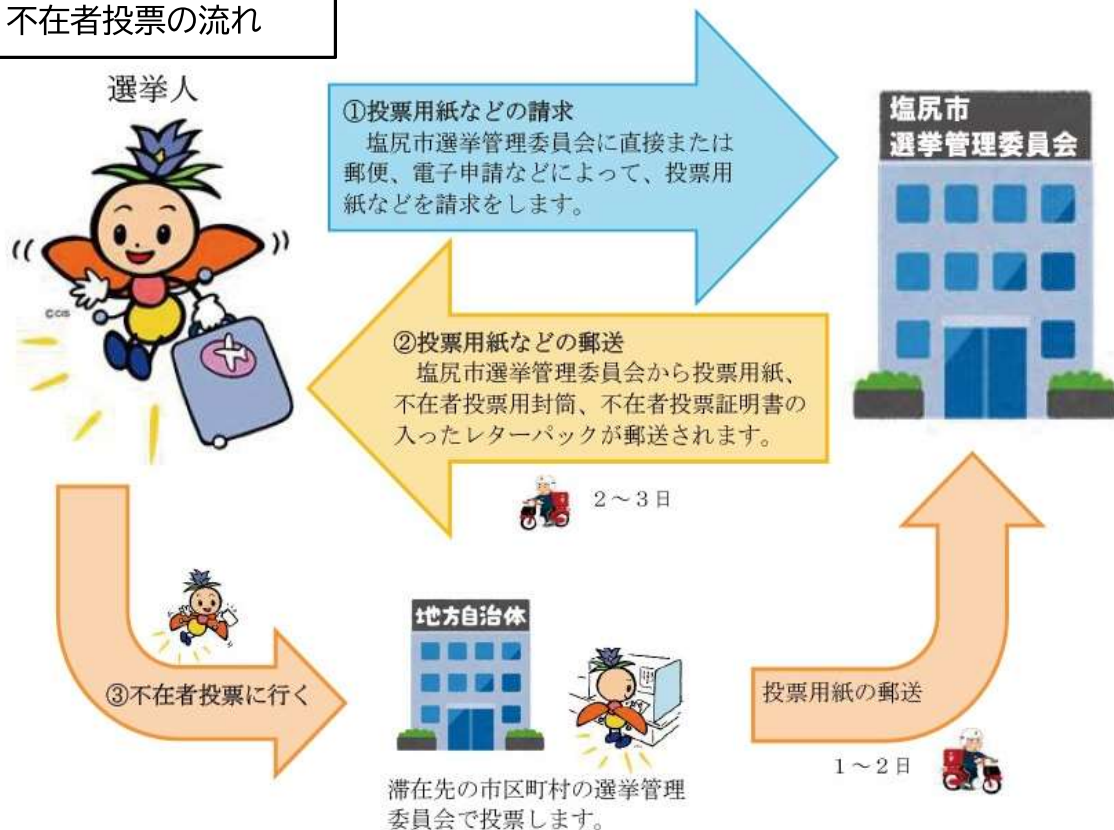
遠方にいるときは

仕事や長期旅行で一時的に遠方に滞在したり、学業等で塩尻市に住民票を置いたまま遠方の市区町村に住んでいる場合は、滞在先の市区町村で『不在者投票』ができます。

不在者投票は書類のやり取りを郵送で行い、また滞在地の選挙管理委員会に行く必要があるため時間がかかります。不在者投票を行う場合は早めに請求してください。



不在者投票の流れ



住民票を異動した場合は

- 塩尻市外へ転出し、新しい住所地で転入の手続き（住民票の異動）をしてから、3か月以上経過した最初の「定時登録」または「選挙時登録」のときに、新しい住所地で選挙人名簿に登録されます。（転出入の手続きの日によっても登録の有無に関わる場合があります）
- 国政選挙では、新住所地での登録が間に合わなくても旧住所地で投票できる場合があります。
- 県の選挙では県内、市の選挙では市内等、選挙の種類によっても名簿登録に違いがあります。
- 詳細は選挙の際の広報やホームページでのお知らせをご覧ください。直接選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙がないときでも
見れるよ！



塩尻市選挙管理委員会ホームページ

選挙 塩尻市

検索

スマホからも！



塩尻市選挙管理委員会（塩尻総合文化センター1階）
〒399-0738 塩尻市大門七番町4番3号 TEL 0263-52-0280（市役所代表）

候補者や政党の選び方

情報収集の方法

候補者や政党を選ぶときの例として、次の方法があります。



どの情報が正しいかなどの、情報リテラシーも大事だよ！



めいすいくん
(明るい選挙推進マスコットキャラクター)

投票に行く前に、自分でも考えてみましょう

ボクが関心があるのは、進学、就職のこと。

休日に体を動かせる施設があるといいな。

家族の関心事は何だろう？

誰が当選しても、きちんと政策が進められているか見守ろう！

まちの課題って何だろう？

どんなまちになるのかな？

活気のあるまちになるといいな。

18歳になったら選挙運動ができる

選挙運動ができるのは候補者本人だけではありません。有権者は特定の候補者の当選を目的とした選挙運動をすることができます。例えば、応援している候補者への投票を友人に呼びかけることも選挙運動とみなされます。また、SNS等での情報発信が選挙運動になっている場合があります。なお、電子メールを利用した選挙運動は、候補者・政党関係者以外の人にはできません。候補者や政党等から送られてきたメールを転送してもいけません。

情報発信	有権者	注意事項（条件等）
ホームページ ブログなど	○	ただし、電子メールアドレス等（返信用フォームのURLやXのユーザー名など）の表示が必要です
SNS X（旧 Twitter） Facebook LINE など	○	
電子メール	×	候補者・政党関係者は、事前に電子メールを受け取ることに承諾を得た人に対して送信することができます。



めいちゃん
(めいすいくんの妹)

Q. 友達がXで候補者のポストを「リポスト」していただけど、私もリポストしてもいいのかな？

A. 「リポスト」は選挙運動にあたるんだよ。
18歳以上的人是「リポスト」することができるけど、18歳未満の人がすると、公職選挙法に抵触するおそれがあるんだよ。

選挙運動ができるのは、公示・告示日から選挙期日の前日までだよ。

ホームページやブログ、SNSに投稿した内容を印刷して配布することはできないよ。

